

厚生労働大臣が定める施設基準等

有床診療所入院基本料 1（看護職員 7 名以上勤務）
有床診療所急性期患者支援病床初期加算
有床診療所在宅患者支援病床初期加算
夜間緊急体制確保加算
医師配置加算 1
夜間看護配置加算 1
有床診療所緩和ケア診療加算
難病患者等入院診療加算
介護連携加算 1
看取り加算
入院時食事療養Ⅱ
運動器リハビリテーションⅠ
脳血管リハビリテーションⅡ
廃用症候群リハビリテーションⅡ
早期リハビリテーション加算
初期加算
外来感染対策向上加算
在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料

瀬田西クリニック
2024年6月1日